

「法人化後の国立大学の現状と課題」

(第3回)

前山梨大学副学長 伊藤 洋

前号では、大学キャンパスに棲む第一の悪霊「少子化を取り上げた。それに勝るとも劣らない悪霊として、財政赤字に起因する来年度以降の国立大学法人予算の急激な削減を挙げなくてはならない。国と地方を合わせて、707兆円の長期債務残高がある。こういう状況の中で、ひとり国立大学法人だけが、埒外にいることなどできるわけがない。当然のように、運営費交付金の減額となって現れてくる。これが、「貧困」という名の第二の悪霊である。

すでに「効率化係数1%」とか「経営改善係数2%」とか時事用語辞典にも無いような言葉がキャンパスの中では十分通用している。加えてかつてのように、本省から使途を認識できる名前のついた予算費目、学内配分基準に従って一律に配分されていた時代と違って、学内での分配にも競争的手法を導入するようになったから、年度頭初に末端組織に配分される金額はびっくりする程小額になってきている。電気代どころか水道代すら負担できないといつて、筆者を悪代官のようにののしつ

て直訴に及んだかつての同僚もいた。学長によつて油揚げをさらわれたことに対する不満はいまキャンパスの中に満ち溢れている。気持は分かるが、一方で法人の多くは中期計画の中に、予算の機械的な一律配分を廃し、学内版競争的資金を留保して、教育研究の活力を増進する、などと書いているのだから、これをやらないわけにはいかない。そういう制度的環境変化もあつて、第二の悪霊の仕業もまた大層深刻なのである。

たしかにこの通りだが、それなのに筆者の実感、実はそれとは多少違う。卑近な例で恐縮だが、山梨大学でもいくつかの大きなプロジェクトが動いている。たとえば、クリーンエネルギーの開発プロジェクト(リーディングプロジェクト)として、燃料電池の開発プロジェクトがいま、佳境を迎えている。これは、近い将来において石油体系に代わる水素体系を作り出そうという世界的なエネルギー戦略の一環として、その発電機部分の研究プロジェクトが本学クリーンエネルギー研究センターの渡辺政廣センター長らに命ぜられたからである。

その他にも、COE、科学技術振興調整費、産学官連携推進費、NEDO等の地域コンソーシアム資金等々政府系の競争的資金、また民間企業との包括的提携によつて行われている共同研究費や奨学寄附金等の民間資金など、その多寡は経常費から配分される研究費をはるかに凌駕して高額になっている。

ところが、それゆえに将来に向かつて大き

な不安材料が蓄積されてもいるのである。というのは、多額の予算が配分され、それに合わせて研究者は精力的に研究をすすめる。クリーンルームを設置し、精度の高い24時間無人で作動する自動測定器を完備する。評判を聞いて、大学院学生が多数集まってきた、発表論文はうなぎのぼりに増加する。

しかし、プロジェクトは有期で終わる。特に、予算は開始時に多く、後に行くにしたがつて減額されて、期間終了とともに停止する。このプロジェクト終了時点で、過去の投資設備やシステム、人員などが自立できるようになっていないと見えない。そのためには、このプロジェクト期間中に産出される知的財産が、少なくとも研究継続のための自立的な資金源として循環されていかななくてはならない。そうでなければ、それまで指をくわえて見ていただけの学内の者達にとつて、これが太った被扶養者と化してしまう。

ところが、プロジェクトに参加している研究者たちは、そんな未来には興味が無い。したがつて、法人のバックオフィスでしっかりと研究管理をし、市場へのコーディネート機能を発揮しなければいけない。その役割を負うのが、知的財産本部の役割である。

山梨大学では、この機能を負うものとして「知的財産経営戦略本部」を文部科学省の支援を受けて設置した。そこでは、これら各種プロジェクトによつて得られる知的財産の特許化、そのロイヤリティ収入へ結びつけるためのリエゾン機能などの活動を精力的にすす

めてきた。この本部自身も5年の有期プロジェクトなのだから自らも自らの収益性の中で永續することを考えなくてはならないのだから、トータルにコンシステントなシステムをキャンパスの中にしつかりと構築しておくことが必要である。

自慢話になつて恐縮だが、本学の知的財産経営戦略本部には(株)山梨ティー・エル・オーもパートナーとして加えている。そして、当社は、昨年度2億4千万円の売り上げを計上し、2004年には全国の同業他社に先がけて10パーセントの株主配当を実施するまでに成長した。第二セクターであるティー・エル・オーが国立大学法人機能の中に組み込まれるのは法人化の一대メリットである。第二セクターとしてのフットワークのよさを国立大学法人の経営に役立てることができると好例として蛇足ながら紹介した。

しかし、ここにも危険が潜んでいるという注意を喚起しておこう。法人化と共に、国立大学法人の多くは知的所有権の機関帰属化を図ったことであろう。これに伴って、知的財産の届出が法人職員には原則義務化されているはずだが、それによって大量の届出が生ずる。それはいいことなのだが、この中からどれを特許化し、どれはしないかという選別基準を確立しておかないと、予算がもたなくなるかもしれない。また、特許は資産なので課税の対象になる。特例期間が過ぎた後に、税務負担を嘆くことがないようにしなくてはならない。さりとて、貴重な知的資産をドブに

捨てるような愚行も慎まなくてはならない。要するに、目利きが絶対必要だということなのである。

今年の春、筆者はアメリカの大学における知的財産活用の実態を知りたくて、サンフランシスコベイエリア、通称シリコンバレーと呼ばれる地域の、大学OTL(日本のTLOに相当)、知的財産を発掘・管理している会計事務所、ベンチャーキャピタル、インキュベーションセンターなどを訪問し、大学が生み出した知的財産の地域社会への流れと循環を調査してきた。

その詳細について触れる紙幅はここにはないが、我が国で巷間言われているほどに、大学の知的財産が産業界に大量に流れているというのではなく、知的財産を生み出している能力の源泉として、地域社会(産業界)は大学を信頼し、期待し、それゆえに大学を支援している、ということがよく分かった。そして、よく整備された産・学・官・民をつなぐ連携の系(地域クラスター)ができており、それが大学から見たときに豊富な自己財源をも形成しているのである。

この旅の途中に、カリフォルニア州サンタバーバラに立ち寄ってUCSBの中村修二教授にお会いしてきた。ちょうど東京地裁の判決が言い渡された1週間後であったが、中村先生は裁判の話より、大学における研究費の確保の話、例によって早口に、精力的に話された。自分たちは、大学当局に予算を依存しているなどとは思っていない。むしろ、大

学を自分たちが支えているのであって、それは社会と大学との間に立って産学間の連携のドライビングフォースを創出しているからだ。日本の国立大学が法人化されるそうだが、そういう仕組みができないと存続は難しいのでありませんか、と言われたのが旅の結論であったような気がする。

ともあれ、国立大学法人が自律的に活動していくためには、過去には無かった文化¹¹自己財源の確立というテーマに答えなければならぬのである。